

美浜町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第1号

美浜町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

美浜町職員の給与の支給等に関する規則(昭和36年美浜町規則第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の支給) 第21条 〔略〕 第22条 〔略〕 2～6 〔略〕 〔略〕 7 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第21条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることがで	(勤勉手当の支給) 第21条 〔略〕 第22条 〔略〕 2～6 〔略〕 〔略〕 7 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第21条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることがで

きる。

- (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)をいう。以下同じ。)の全体評語(当該直近の業績評価の結果を総括的に表示する記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の322.5以下
- (2) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満
- (3) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の町長が定める職員を除く。) 6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の103.5
- (4) 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長が定める職員 6月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下

きる。

- (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)をいう。以下同じ。)の全体評語(当該直近の業績評価の結果を総括的に表示する記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の124以上100分の315以下
- (2) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の112.5以上100分の124未満
- (3) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の町長が定める職員を除く。) 100分の101
- (4) 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長が定める職員 100分の92.5以下

8～10 〔略〕 11 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54以上</u> (2) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長が定める職員を除く。） <u>6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5</u> (3) 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長が定める職員 <u>6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下</u> 12・13 〔略〕	8～10 〔略〕 11 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5以上</u> (2) 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の町長が定める職員を除く。） <u>100分の48</u> (3) 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の町長が定める職員 <u>100分の46以下</u> 12・13 〔略〕
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美浜町職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。